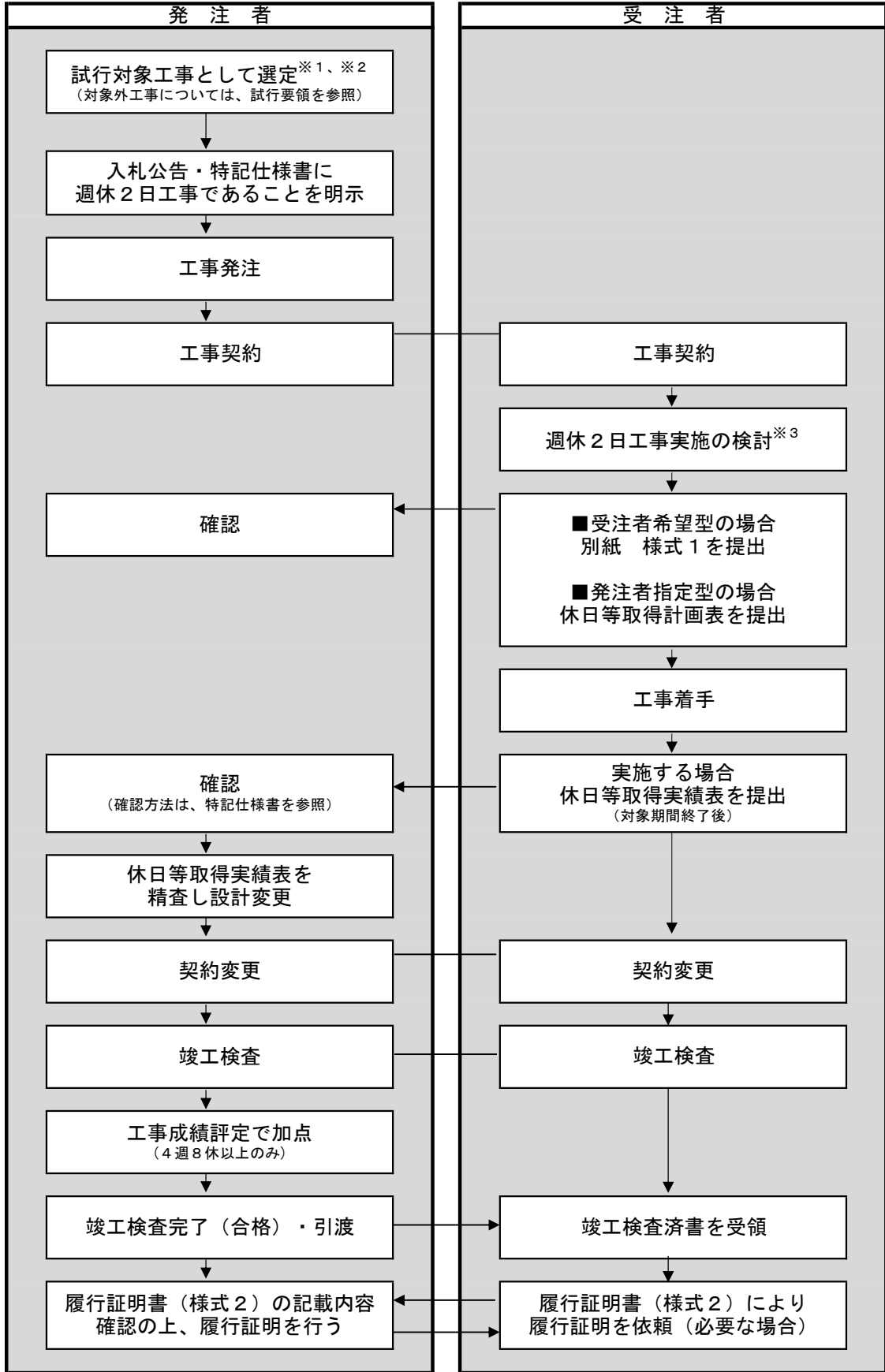


## 週休2日工事の実施フロー



※1 港湾工事・漁港漁場関係工事(浚渫工事、構造物工事)及び海岸工事(港湾に関わる海岸・水産庁所管)以外の工程区分により工事費を積算する工事については、「島根県週休2日工事試行要領(土木部編)」を適用するものとする。

※2 受注者希望型においては、契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により週休2日の確保が可能と判断された場合、対象とすることができる工事がある

※3 工期に関する特記仕様書により、必要に応じて工期延期の協議を行う